

令和 9 年 度

青森県立高等学校入学者選抜要項

青森県立特別支援学校高等部入学者選抜要項

青森県教育委員会

目 次

令和9年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針	1
令和9年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項	2
1 募 集 人 員	2
2 出 願 資 格	2
3 出 願 の 制 限	2
4 出 願 の 手 続	2
5 他都道府県等から（へ）の出願	4
6 出願の受付及び受検票等の交付	5
7 出願先変更の手続	5
8 調 査 書 の 作 成	6
9 成績一覧表の作成等	6
10 学 力 検 査 等	7
11 追 検 査	7
12 入 学 者 の 選 抜	7
13 選抜結果の通知	8
14 再 募 集	8
15 出願及び選抜についての報告	10
青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項	11
特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方及び手続	13
諸 様 式	14
県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定について（岩手県）	24
県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定について（秋田県）	26
青森県立高等学校全国からの生徒募集導入校への出願について	28
令和9年度青森県立高等学校全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」要項	33
令和9年度青森県立高等学校入学者選抜における県外志願者の受入れ（全国からの生徒募集）に関する事項について	39
令和9年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者選抜要項	40
令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針	43
令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜要項	44
東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に在籍する生徒の青森県立高等学校出願について	55
県立学校一覧	（付表1）
青森県立高等学校入学者選抜関係提出・報告事項等一覧	（付表2）
令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜日程等	（付表3）

令和 9 年度

青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 3 志望までを認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。
- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
 - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の 5 教科とする。
 - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
- 5 2 から 4 に定めるもののほか、全国からの生徒募集導入校において、別に定めるところにより、全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」を行うものとする。
- 6 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

令和9年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項

令和9年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の全日制の課程又は定時制の課程の第1学年に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

1 募 集 人 員

各県立高等学校の各課程及び各学科（部）の入学者募集人員は、別に定める。

なお、部とは、定時制の課程における午前部、午後部、夜間部又はⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部をいう。

2 出 願 資 格

県立高等学校に出願することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

3 出 願 の 制 限

- (1) 出願できる県立高等学校は、1人、1校1学科（部）に限るものとする。
- (2) 複数の学科（部）が設置されている学校に出願する場合は、当該校に設置されている学科（部）の間で第3志望までを認める。
- (3) 青森県立特別支援学校に出願した者は、県立高等学校に出願できない。
- (4) 他都道府県の公立高等学校又は公立特別支援学校に出願した者は、県立高等学校に出願できない。

4 出 願 の 手 続

(1) 出願方法

出願は、青森県立学校WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）における手続及び書類の提出による。

(2) 志願者による出願情報等の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和9年2月17日（水）12時までに、次に示す出願に必要な手続を行うとともに、在学（出身）中学校長による承認を得る。

ア 「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学（出身）中学校から、WEB出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」によりWEB出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報等、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、WEB出願システムに、出願先の学校及び志望する学科等並びに出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ 入学者選抜手数料の納付

入学者選抜手数料として、次に示す金額を、WEB出願システムにより選択した納付方法（クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれか）により納付する。

(7) 全日制の課程 2,200円

(4) 定時制の課程 950円

オ 出願情報等の提出

志願者は、WEB出願システムにより、在学（出身）中学校に出願情報等を提出する。

カ 自己申告書の提出

中学校において、いずれかの学年の欠席日数がおおむね30日以上ある者は、本人の希望により、次の方法により「自己申告書（様式第3号）」を、WEB出願システムにより提出することができる。

(7) 「本人記入欄」には、欠席の理由、志望の動機、高校生活への抱負などについて、本人が記入する。

(4) 「保護者記入欄」には、「本人記入欄」の記載内容について、保護者の立場から補足説明をしたいことがある場合に、保護者が記入する。

(7) 「自己申告書（様式第3号）」をWEB出願システムに登録する。（JPG、PDFのみ添付可）

(3) 中学校長による登録及び承認等

各中学校の校長は、令和8年12月1日(火)から令和9年2月17日(水)12時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続を行う。

ア 調査書の登録

各中学校の校長は、志願者の調査書をWEB出願システムに登録する。

イ 成績一覧表の登録

各中学校の校長は、9 成績一覧表の作成等により、成績一覧表をWEB出願システムに登録する。

ウ 出願情報等の確認及び承認

各中学校の校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、6 出願の受付及び受検票等の交付に定める受付期間内に、WEB出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願先県立高等学校への出願となる。

(4) その他

ア 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい及びその他配慮を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、この要項の13ページの**2 特別な配慮が必要な場合の手続**により手続をすること。

イ 外国人生徒など日本語支援を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、あらかじめ出願先県立高等学校の校長に直接その事情を連絡し、別に、受検に当たって配慮してほしい措置及び入学後特に配慮する必要がある措置等を記載した「日本語支援の配慮等に関する記録」をできるだけ早い時期に郵送又は持参により提出すること。なお、出願の受付期間中はWEB出願システムにより提出することができる。

ウ **2 出願資格**(3)に該当する者の出願は、**4 出願の手続**(1)及び(2)に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、できるだけ早い時期に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、WEB出願システムに登録する。(JPG、PDFのみ添付可)

(7) 入学出願資格に関する証明書

(4) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書

(5) 健康診断書(令和8年4月1日以降に検査を受けたもの。)

エ いったん出願した者は、この要項の**7 出願先変更の手続**による場合以外は、出願先県立高等学校を変更することはできない。

5 他都道府県等から(へ)の出願

(1) 隣接県の隣接地域からの出願

岩手県教育委員会と青森県教育委員会とが相互に協定した「県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定」、及び秋田県教育委員会と青森県教育委員会とが相互に協定した「県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定」により、出願先県立高等学校の校長が処理する。

(2) 隣接県の隣接地域以外からの出願及びその他の都道府県からの出願

保護者の転勤、転居等により、志願者が県立高等学校の入学日までに保護者とともに青森県内に居住することが確実な場合は、次の手続による。

ただし、全国からの生徒募集導入校に保護者の転勤・転居等以外の理由により出願する者は、この要項の28ページを参照すること。

ア 出願承認申請

志願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ令和9年1月25日(月)までに、青森県教育委員会に願い出る。

(7) 青森県立高等学校出願承認申請書(様式第4号)

(4) 青森県立高等学校出願承認申請書について(副申)(様式第5号)

(5) a 保護者の転勤による場合

保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤(見込)証明書」(所属長の職印

を押印したもの。)

b その他の事由による場合

青森県内の市町村長が発行する保護者の「住民票」の写し又は青森県教育委員会が指示する書類

- (i) 出願承認書等送付用封筒(原則として簡易書留。角形2号。郵便番号記入、宛名明記、530円分の切手貼付。必要に応じ、速達料金300円分の切手を追加。)

イ 出願手続

志願者は、4 出願の手続及びこの要項の14 再募集により、出願の手続を行う。

(3) 他都道府県の公立高等学校への出願

当該都道府県の入学者選抜要項によるので、詳細は当該都道府県教育委員会へ問い合わせること。

(4) 海外帰国生徒等の出願

ア 県内在住者の出願 一般志願者と同じ手続による。

イ 海外在住者の出願 他都道府県からの出願と同じ手続による。

(5) その他

東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に在籍する生徒の出願については、この要項の55ページを参照すること。

なお、詳細については青森県教育庁学校教育課に問い合わせること。

6 出願の受付及び受検票等の交付

- (1) 全日制の課程及び定時制の課程の出願の受付期間は、

令和9年2月12日(金) 9時から

同 年2月17日(水) 12時まで

- (2) 各県立高等学校の校長は、令和9年2月19日(金) 12時までに、WEB出願システムにより、受検票及び受検上の注意事項を各中学校の校長に交付する。

各中学校の校長は、交付された受検票をWEB出願システムから印刷し、出願者に交付する。

7 出願先変更の手続

- (1) 保護者の転勤、転居等により、出願の受付後、出願した県立高等学校の変更を希望する場合は、次の手続による。

ア 出願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ、令和9年2月25日(木)までに、青森県教育委員会に、出願先変更の承認を願い出る。

- (7) 入学者選抜出願先変更承認願(様式第6号)

- (i) 入学者選抜出願先変更承認願について(副申)(様式第7号)

- (7) a 保護者の転勤による場合

保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤(見込)証明書」(所属長の職印を押印したもの。)

b その他の事由による場合

青森県内の市町村長が発行する保護者の「住民票」の写し又は青森県教育委員会が指示する書類

(e) 出願先変更承認書送付用封筒（原則として簡易書留・速達。定形。郵便番号記入、宛名明記、760円分の切手貼付。）

イ 青森県教育委員会は、当該出願者に関わる「出願先変更承認書」の写しを変更後の出願先県立高等学校の校長に送付するとともに、出願を取り消した県立高等学校の校長にその旨を通知する。

ウ 青森県教育委員会は、WEB出願システムにより、当該出願者に関わる出願先変更の手続を行う。

(2) 他都道府県等から出願先変更を希望する場合は、7 出願先変更の手続(1)ア～ウに準ずる。

8 調査書の作成

(1) 調査書（様式第1号）は、WEB出願システムにより作成する。

(2) 調査書（様式第1号）は、原則として、「中学校生徒指導要録」及び「生徒健康診断票」に基づき、「調査書作成上の注意」に従って作成する。

(3) 中学校の校長は、校内に調査書作成委員会を構成し、調査書（様式第1号）の作成に当たる。

9 成績一覧表の作成等

(1) 成績一覧表（様式第2号）は、WEB出願システムにより、次の要領で作成する。ただし、他都道府県からの志願者については、当該都道府県の成績一覧表作成の方法による。

ア 令和8年12月末現在で、その学校に在学する第3学年の生徒全員（長期欠席その他の理由により、令和9年3月卒業の見込みがない者及び特別支援学級在籍者を除く。）について、第1学年及び第2学年における各教科の評定並びに第3学年12月末現在における各教科の評定を、調査書成績読み込みにより登録する。この各教科の評定の登録により、各教科の評定別人員が記載された成績一覧表が登録可能となる。

イ 各教科の評定の方法は、調査書（様式第1号）に記載する各教科の評定の方法によるものとする。

ウ WEB出願システムにより、成績一覧表を登録する。

エ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する志願者については、成績一覧表（様式第2号）を必要としない。

(2) 成績一覧表（様式第2号）は、WEB出願システムにより、次のとおり提出する。

ア 県内の各中学校の校長は、成績一覧表（様式第2号）を、令和9年1月8日（金）までにWEB出願システムにより所管教育事務所に提出し、承認を得る。

イ 他都道府県の各中学校の校長は、6 出願の受付及び受検票等の交付に定める出願の受付期間に、WEB出願システムに成績一覧表のPDFファイルを登録する。

- (3) 出願先県立高等学校の校長は、WEB出願システムにより、6 出願の受付及び受検票等の交付及び14 再募集に定める出願の受付期間に、成績一覧表を受理する。

10 学 力 検 査 等

(1) 検査実施日

令和9年3月4日(木)

(2) 検査場

ア 学力検査等は、出願先県立高等学校において実施する。

イ 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

(3) 学力検査

ア 学力検査は、次の時間及び教科により出願者全員について実施する。

第1時限 8時45分～9時35分(50分) 国 語

第2時限 9時55分～10時45分(50分) 英 語

第3時限 11時05分～11時50分(45分) 数 学

第4時限 12時35分～13時20分(45分) 社 会

第5時限 13時40分～14時25分(45分) 理 科

イ 学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

(4) 面接

面接は、学力検査終了後、出願者全員について実施する。

(5) 実技検査等

実技検査等を実施する場合は、学力検査終了後とする。

(6) 入学者選抜の学力検査等の欠席の報告

各県立高等学校の校長は、入学者選抜の学力検査等を欠席した者の人数を、令和9年3月4日(木)面接及び実技検査等終了後、速やかに、WEB出願システムにより学校教育課に報告すること。

11 追 検 査

病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

追検査については、この要項の11ページ「青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項」による。

12 入 学 者 の 選 抜

- (1) 各県立高等学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。

- (2) 入学者の選抜は、「令和9年度青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」に基づいて行うものとする。

- (3) 「自己申告書(様式第3号)」は、出願者を理解するための資料とする。

- (4) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受

けることができなかった者については、「青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項」に定める方法によって選抜を行う。

- (5) 海外帰国生徒の選抜に当たっては、海外経験を十分考慮して行う。

13 選抜結果の通知

選抜結果を通知する日時及び方法は、全日制の課程、定時制の課程とも次のとおりとする。

- (1) **日時**

令和 9 年 3 月 12 日 (金) 9 時

- (2) **方法**

各県立高等学校の校長は、WEB 出願システムにより、出願者及び各中学校の校長に選抜結果を通知する。

- (3) **その他**

各中学校の校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに当該県立高等学校の校長に連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出すること。

14 再 募 集

出願は、WEB 出願システムにおける手続及び書類の提出による。

- (1) **再募集を実施する学校、学科（部）**

ア 入学者選抜において、合格者数が募集人員に達しなかった学科（部）で実施する。

イ 再募集の募集人員等は、令和 9 年 3 月 12 日 (金) 9 時に発表する。

- (2) **出願資格**

この要項 2 ページの 2 **出願資格**による。

- (3) **出願の制限**

この要項 2 ページの 3 **出願の制限**による。ただし、県立高等学校に合格している者は出願できない。これに違反した者は入学を許可しないこと、又は入学許可を取り消すことがある。

- (4) **出願の手続**

ア 出願手続等は、4 **出願の手続**による。ただし、志願者による出願情報の登録期間は 令和 9 年 3 月 12 日 (金) 9 時から令和 9 年 3 月 16 日 (火) 12 時までとし、出願の受付期間は、令和 9 年 3 月 15 日 (月) 9 時から令和 9 年 3 月 16 日 (火) 12 時までとする。

イ 再募集を実施する県立高等学校の校長は、令和 9 年 3 月 16 日 (火) 15 時までに、WEB 出願システムにより、再募集受検票及び再募集に係る受検上の注意事項を各中学校の校長に交付する。

各中学校の校長は、交付された受検票をWEB 出願システムから印刷し、出願者に交付する。

- (5) **特別な配慮が必要な場合の手続**

この要項の13ページの 2 **特別な配慮が必要な場合の手続**により手続をすること。

(6) **日本語支援に係る配慮が必要な場合の手続**

この要項 4 ページの 4 **出願の手続**(4)イにより手続をすること。

(7) **他都道府県等から（へ）の出願**

この要項 4 ページの 5 **他都道府県等から（へ）の出願**により、出願の手続をすること。

(8) **学力検査等**

ア 検査実施日

令和 9 年 3 月 17 日 (水)

イ 検査場

(7) 学力検査等は、出願先県立高等学校において実施する。

(4) 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

ウ 学力検査

(7) 学力検査は、次の時間及び教科により出願者全員について実施する。

9 時 00 分～ 9 時 50 分 (50 分) **国語・英語・数学・社会・理科**

(4) 学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

エ 面接

面接は、学力検査終了後、出願者全員について実施する。

オ 実技検査等

実技検査等を実施する場合は、学力検査終了後とする。

カ 再募集の欠席の報告

再募集を実施した各県立高等学校の校長は、再募集の学力検査等を欠席した者の人数を、令和 9 年 3 月 17 日 (水) 面接及び実技検査等終了後、速やかに、WEB 出願システムにより学校教育課に報告すること。

(9) **入学者の選抜**

この要項 7 ページの 12 **入学者の選抜**による。

ただし、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、再募集の学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

(10) **選抜結果の通知**

再募集の選抜結果を通知する日時及び方法は、全日制の課程、定時制の課程とも次のとおりとする。

ア 日時

令和 9 年 3 月 18 日 (木) 13 時

イ 方法

再募集を実施した県立高等学校の校長は、WEB 出願システムにより、出願者及び各中学校の校長に選抜結果を通知する。

ウ その他

各中学校の校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに当該県立高等学校の校長に連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出すること。

15 出願及び選抜についての報告

各県立高等学校の校長は、WEB出願システムにより、1～10について報告すること。

報 告 事 項	期 限	方 法
1 入学者選抜の出願者数	令和9年2月17日(水) 15時まで	WEB出願システム
2 入学者選抜の欠席者数等	令和9年3月4日(木) 面接及び実技検査等終了 後速やかに	WEB出願システム
3 追検査の希望者数 ※入学者選抜の欠席者が いる学校のみ	令和9年3月5日(金) 15時まで	電話及びWEB出願システム
4 追検査の欠席者数等 ※追検査実施校のみ	令和9年3月10日(水) 面接及び実技検査等終了 後速やかに	WEB出願システム
5 入学者選抜の選抜結果	令和9年3月11日(木) 16時まで	WEB出願システム
6 再募集の出願者数 ※再募集実施校のみ	令和9年3月16日(火) 15時まで	WEB出願システム
7 再募集の欠席者数等 ※再募集実施校のみ	令和9年3月17日(水) 面接及び実技検査等終了 後速やかに	WEB出願システム
8 再募集の選抜結果 ※再募集実施校のみ	令和9年3月17日(水) 16時まで	WEB出願システム
9 合 格 者 数	令和9年3月23日(火)	WEB出願システム
10 入 学 者 数	令和9年4月12日(月)	WEB出願システム

青森県立高等学校入学者選抜追検査取扱要項

1 趣 旨

病気、交通事故その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、青森県立高等学校入学者選抜において、令和 9 年 3 月 4 日（木）に実施する学力検査等（以下「本検査」という。）の全部又は一部を受検することができなかった者を対象に、当初出願した高等学校の学科（部）の学力検査等を改めて受検する機会を確保するため、追検査を実施する。

2 追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部を、やむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

3 追検査の受検に係る手続

- (1) やむを得ない事由により、本検査を欠席する者がいる場合、在学（出身）中学校の校長は、あらかじめ、出願先県立高等学校の校長に電話で欠席の連絡をすること。
- (2) (1)により電話で連絡を受けた県立高等学校の校長は、検査終了後速やかに本検査欠席者をWEB出願システムにより登録すること。
- (3) 本検査を欠席した者（一部欠席者を含む。）の追検査受検の希望の有無について、在学（出身）中学校の校長は、出願先県立高等学校の校長に、令和 9 年 3 月 5 日（金）14 時までに電話で連絡すること。

なお、追検査を希望する者については、受検番号及び氏名を伝えるとともに、WEB出願システムに登録すること。

- (4) (3)により電話で連絡を受けた県立高等学校の校長は、令和 9 年 3 月 5 日（金）15 時までに電話及びWEB出願システムにより、追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む。）を学校教育課に報告すること。
- (5) (3)により電話で連絡を受けた県立高等学校の校長は、令和 9 年 3 月 8 日（月）正午までに追検査の受検を希望する者の在学（出身）中学校の校長にはFAX等で、追検査の受検を希望する者にはWEB出願システムにより追検査に係る注意事項を通知すること。

4 追検査の実施

- (1) 追検査実施日
令和 9 年 3 月 10 日（水）
- (2) 検査場
ア 追検査は、出願先県立高等学校において実施する。

イ 各検査場における検査実施責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

(3) 学力検査

ア 学力検査は、本検査で受検できなかった教科のみを受検することができる。

イ 学力検査は、次の時間及び教科により実施する。

第1時限 9時00分～9時45分(45分) 国 語

第2時限 10時05分～10時50分(45分) 英 語

第3時限 11時10分～11時50分(40分) 数 学

第4時限 12時35分～13時15分(40分) 社 会

第5時限 13時35分～14時15分(40分) 理 科

※国語及び英語は、放送による聞き取りの検査を含む。

ウ 追検査の学力検査の問題は、青森県教育委員会が作成する。

(4) 面接及び実技検査等

ア 面接及び実技検査等は、本検査で受検できなかった者について実施する。

イ 学力検査終了後、本検査と同様に各県立高等学校で定められた内容で実施する。

(5) 追検査の受検者は、追検査実施日当日、本検査の際に交付された令和9年度青森県立高等学校入学者選抜受検票を持参すること。

(6) 追検査の学力検査等の欠席の報告

追検査を実施する各県立高等学校の校長は、追検査の学力検査等を欠席した者の人数を、令和9年3月10日(水)面接及び実技検査等終了後、速やかに、WEB出願システムにより学校教育課に報告すること。

5 入学者の選抜

(1) 追検査を実施する県立高等学校の校長は、この要項7ページの12 入学者の選抜(1)により、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜を行う。

(2) 入学者の選抜は、本検査及び追検査で受検した学力検査等の結果及び中学校からの提出書類等をもとに受検者を総合的に評価した上で、「令和9年度青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」に示す「求める生徒像」に基づいて行う。

(3) やむを得ない事由によって、追検査を受けることができなかった者については、当該県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

6 選抜結果の通知

この要項8ページの13 選抜結果の通知による。

7 そ の 他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方及び手続

1 特別な配慮が必要な場合の基本的な考え方

入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「令和8年度学校教育指導の方針と重点(7)特別支援教育の充実」等を踏まえ、出願者が障がい等のあることにより不利益を受けないよう、合理的な配慮に十分留意する。

2 特別な配慮が必要な場合の手続

- (1) 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい及びその他配慮を必要とする者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、あらかじめ出願先県立高等学校の校長に直接その事情を連絡し、別に、次の事項を記入した「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など、「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付してできるだけ早い時期に郵送又は持参により提出すること。なお、出願の受付期間中はWEB出願システムにより提出することができる。
 - ア できるだけ詳細な身体等の状況及び学校で配慮している措置
 - イ 受検に当たって配慮してほしい措置
 - ウ 入学後、県立高等学校において特に配慮する必要がある措置又は指導上留意すべき事項
- (2) 出願先県立高等学校長は、受検に当たって実施可能な配慮事項を検討し、決定する。なお、必要がある場合は、学校教育課に相談すること。
- (3) 出願先県立高等学校長は、受検に当たって実施する配慮事項について、中学校の校長に電話及びWEB出願システムにより通知すること。
- (4) 「身体等の状況の記録」を提出した者については、「調査書」(様式第1号)の「健康等に関する特記すべき事項」の欄に「身体等の状況の記録提出」と記入すること。

調 査 書

						受 検 番 号						
ふりがな					性別	入 学						
氏 名						平成	年 月 日 転入学		学校名			
	平成 年 月 日生					令和	編入学					
平成 令和	年 月 日				卒業見込 卒業	転入学・編 入学の記録						
各 教 科 の 学 習 の 記 録												
教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	外国語	計	総 計	
評 定	1 年											
	2 年											
	3 年											
特 別 活 動 等 の 記 録						総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録						
学級活動						総合所見及び指導上参考となる諸事項						
生徒会活動												
学校行事												
部活動												
そ の 他						欠 席 の 状 況						
						学年	欠席日数	備 考				
						1 年						
						2 年						
						3 年						
資 格 ・ 特 技						健康等に関する 特記すべき事項						
作成年月日		令和 年 月 日				校長 氏名						
作成者氏名												

調査書作成上の注意

1 作成上の一般的注意

- (1) 調査書は、WEB出願システムにより作成する。
- (2) 調査書は、令和8年12月末現在で作成する。
- (3) 数字は、算用数字を用いる。
- (4) 記入する必要のない欄又は記入事項がない欄は、斜線を引く。

2 各欄記入上の注意

- (1) 「氏名」の欄には、次のように記入する。
 - ア 戸籍上の氏名を記入する。
 - イ ふりがなは、氏名がひらがなの場合も記入する。
 - ウ 外国人の場合、日本名による通称がある場合は、外国人の氏名とともにその下に（ ）を付して通称を記入する。
- (2) 「入学・転入学・編入学」については、生徒が第1学年に入学した年月日又は転入学・編入学した年月日を記入するとともに、入学・転入学・編入学及び元号について該当するものを記入する。
- (3) 「学校名」の欄には、学校名を記入する。
- (4) 「卒業見込・卒業」については、校長が卒業を認定する予定の年月日又は認定した年月日を記入するとともに、卒業見込・卒業及び元号について該当するものを記入する。
- (5) 「転入学・編入学の記録」の欄には、以前在学していた学校名と転・編入学年を記入する。

また、海外帰国生徒については、この欄に㊦と朱書した上、海外在住地名、海外在住期間を〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月と記入する。
- (6) 「各教科の学習の記録」の欄には、次のように記入する。
 - ア 第1学年及び第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されたものを転記し、「計」の欄には、各学年の各教科の評定の合計を記入する。
 - イ 第3学年の各教科の評定は、次のとおりとする。
- (7) 原則として、令和8年12月末までの学習に基づいて記入する。
- (8) 評定は5段階で表し、5段階の表示は、5、4、3、2、1とする。

その表示は、中学校学習指導要領に示す目標に照らして、「十分満足できるもの

のうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

なお、特別支援学校及び特別支援学級在籍者の評定については、当該学校の評定方法により記入する。

また、他都道府県からの出願者については、当該都道府県の評定方法により記入する。

(f) 「計」の欄には、各教科の評定の合計を記入する。

ウ 「総計」の欄には、学年別評定の合計を記入する。

(7) 「特別活動等の記録」の欄には、次のように記入する。

ア この欄には、原則として第3学年について記入するが、第1学年、第2学年において顕著な活動等がある場合は、そのことについても記入できる。

イ 「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」、「部活動」の各欄には、顕著な活動等がある場合、それらの活動状況について具体的に記入する。

ウ 「その他」の欄には、地域クラブ活動・学校内外における奉仕活動・表彰を受けた行為や活動等で顕著な活動がある場合、それらの活動状況について具体的に記入する。

(8) 「資格・特技」の欄には、取得している資格及び特技について具体的に記入する。

(9) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には、学習活動や評価の観点、生徒にどのような力が身に付いたかなどを文章で記述する。原則として、第3学年の学習に基づいて記入するが、第1学年、第2学年において顕著な取組等がある場合は、そのことについても記入できる。

(10) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、生徒の状況を総合的に把握する上で参考となる次のような事項等について記入する。

ア 各教科等に関する所見

イ 行動に関する特記すべき事項及び所見

ウ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

エ その他、(7)、(8)、(9)において書ききれない事項等

※ 「特別の教科 道徳」の評価については、入学者選抜の合否判定に活用しないこととしているので、記入しない。

(11) 「欠席の状況」の欄には、次のように記入する。

ア 「欠席日数」の欄には、各学年の欠席日数を記入する。

イ 同一学年において7日以上欠席がある場合には、その理由を備考欄に記入する。

- (12) 「健康等に関する特記すべき事項」の欄には、次のように記入する。
- ア 健康や身体等の状況に関し、特記すべき事項や指導上参考となる諸事項がある場合は、それを記入する。
- イ この要項13ページの**2 特別な配慮が必要な場合の手続**の「身体等の状況の記録」を提出した者については、「身体等の状況の記録提出」と記入する。
- ウ この要項4ページ4 出願の手続き(4)イの「日本語支援の配慮等に関する記録」を提出した者については、「日本語支援の配慮等に関する記録提出」と記入する。
- (13) 令和8年3月以前に中学校を卒業した者については、各教科の評定等は生徒指導要録に記載されたものを転記し、その他は、生徒指導要録に記載された内容を基に、(1)～(12)に準じて記入する。

成 績 一 覧 表

教科 学年 評 定		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
第1学年	5	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
第2学年	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
第3学年	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	計									
令和 年 月 日		中学校名				校長 氏 名				

〈備考〉

令和 年 月 日

自 己 申 告 書

中 学 校 名
本 人 氏 名
保 護 者 氏 名

青森県立高等学校入学者選抜への出願に当たり、欠席の理由、志望の動機、高校生活への抱負などについて、下記のとおり申告します。

1 本人記入欄

2 保護者記入欄

記入上の注意

- 1 手書き又はパソコンにより作成すること。ただし、欄の大きさ等に変更しないこと。また、パソコンで作成する場合は、文字のフォントはMS明朝、大きさは11ポイントを基本とする。
- 2 本人氏名及び本人記入欄は、本人が記入すること。
- 3 保護者氏名及び保護者記入欄は、保護者が記入すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、別紙（様式自由）に記入し、添付すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

青森県立高等学校出願承認申請書

下記のとおり青森県立高等学校に出願したいので、承認くださるようお願いします。

記

本人	現住所				
	在学（出身） 学校	立	中学校	学年	
	上記の学校の 卒業等の年月日	平成・令和 年 月 日 卒業見込・卒業			
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢	満	歳
保護者	現住所	電話（ ） —			
	本人との続柄				
出願希望校		県立 高等学校 科 部（ ）制の課程			
理由					

- (注意) 1 本人及び保護者氏名はペン書き（黒又は青）とし、原則として自署とする。（消せるペンは使用しないこと。）
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 理由の欄は、青森県立高等学校出願を必要とする理由について詳細に記入すること。

※この要項の 2 ページの 3 **出願の制限**(4)により、他都道府県の公立高等学校又は公立特別支援学校に出願した者は、青森県立高等学校に出願できません。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

入学者選抜出願先変更承認願

下記のとおり入学者選抜出願先を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

本人	現住所				
	在学（出身）学校	立	学校	学年	
	上記の学校の卒業等の年月日	平成・令和 年 月 日 卒業見込・卒業			
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢	満	歳
保護者	現住所	電話（ ） —			
	本人との続柄				
はじめに出願した学校名及び受検番号		県立 科 高等学校部（ ）制の課程 受検番号			
変更を希望する学校名		県立 科 高等学校部（ ）制の課程			
上記の学校の変更を希望する理由					

- (注意) 1 本人及び保護者氏名はペン書き（黒又は青）とし、原則として自署とする。（消せるペンは使用しないこと。）
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 理由の欄は、出願先変更を必要とする理由について詳細に記入すること。

— 23 —

県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定について（岩手県）

岩手県教育委員会と青森県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のように協定している。

- 1 他方の県の県立高等学校へ入学志願することについては、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合において、相互に認めるものとする。
- 2 県外県立高等学校への入学志願は、1校に限り認めるものとし、県内県立高等学校と県外県立高等学校との併願は認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、県外県立高等学校への入学を志願する場合は、願書に併願がない旨の在学又は出身中学校の長の証明書を添付させるものとする。
また、県外からの入学志願書を受理した県立高等学校長は、当該願書を提出した者が所在する市町村が属する地域の県立高等学校の出願者名簿を閲覧することができるものとする。
- 4 県外県立高等学校へ出願した者は、当該県立高等学校の属する県が行う学力検査等を受けるものとする。
- 5 願書を受理した県外からの入学志願者については、別表の上欄に掲げる市町村の入学志願者と同じに取り扱うものとする。

別 表

(市町村名は、受検資格を持つ中学生の居住地を示す。)

岩 手 県 側		
【市町村名】 久慈市 二戸市 八幡平市（平成17年8月31日における安代町の区域に限る） 軽米町 洋野町 下閉伊郡岩泉町のうち安家 普代村 野田村 九戸村 一戸町		
【志願できる県立高等学校名】 八戸高等学校 八戸東高等学校 八戸北高等学校 八戸西高等学校 三戸高等学校 名久井農業高等学校 八戸工業高等学校 八戸水産高等学校 八戸商業高等学校 八戸中央高等学校		

青 森 県 側		
【市町村名】 八戸市 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村		
【志願できる県立高等学校名】 久慈高等学校 久慈翔北高等学校 種市高等学校 大野高等学校 軽米高等学校 伊保内高等学校 福岡高等学校 北桜高等学校		

(注) 市町村名は令和6年11月1日現在のものである。

県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定について（秋田県）

秋田県教育委員会と青森県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のように協定している。

- 1 他方の県の県立高等学校へ入学志願することについては、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合において、相互に認めるものとする。
- 2 県外県立高等学校への入学志願は、1校に限り認めるものとし、県内県立高等学校と県外県立高等学校との併願は認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、県外県立高等学校への入学を志願する場合は、併願がない旨の在学又は出身中学校の長の証明書を出願時に提出させるものとする。
また、県外からの出願を受理した県立高等学校長は、出願した者の属する県境隣接地域の県立高等学校の出願者名簿を閲覧することができるものとする。
- 4 県外県立高等学校へ出願した者は、当該県立高等学校の属する県が行う学力検査等を受けるものとする。
- 5 出願を受理した県外からの入学志願者については、別表の上欄に掲げる市町村の入学志願者と同一に取り扱うものとする。

別 表

(市町村名は、受検資格を持つ中学生の居住地を示す。)

秋 田 県 側			
【市町村名】			
鹿角市	小坂町	大館市	北秋田市 能代市 藤里町 八峰町
【志願できる県立高等学校名】			
弘前高等学校	弘前中央高等学校	弘前南高等学校	
木造高等学校	鱒ヶ沢高等学校	五所川原高等学校	
黒石高等学校	尾上総合高等学校	五所川原農林高等学校	
柏木農業高等学校	弘前工業高等学校	五所川原工科高等学校	
弘前実業高等学校			

青 森 県 側			
【市町村名】			
青森市のうち浪岡	弘前市	黒石市	五所川原市
十和田市のうち奥瀬字十和田湖畔	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町
深浦町	鶴田町	中泊町	板柳町
藤崎町	大鰐町	田舎館村	西目屋村
【志願できる県立高等学校名】			
鹿角高等学校	大館鳳鳴高等学校	大館桂桜高等学校	
大館国際情報学院高等学校	秋田北鷹高等学校	能代高等学校	
能代松陽高等学校	能代科学技術高等学校		

(注) 市町村名は令和8年6月29日現在のものである。

青 森 県 立 高 等 学 校

全国からの生徒募集導入校への出願について

青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）全国からの生徒募集導入校への出願については、次の手続による。

1 導 入 校

全国からの生徒募集を導入する県立高等学校は、次のとおりである。

学 校 名	所 在 地
青森県立鰺ヶ沢高等学校	〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜72 電話 0173-72-2106
青森県立柏木農業高等学校	〒036-0112 平川市荒田上駒田130 電話 0172-44-3015
青森県立大間高等学校	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字大間平20の43 電話 0175-37-2109
青森県立三戸高等学校	〒039-0141 三戸郡三戸町大字川守田字白坂ノ上3の1 電話 0179-22-2148
青森県立名久井農業高等学校	〒039-0502 三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平1 電話 0178-76-2215

2 受 入 人 員

1 導入校の令和9年度入学者募集人員内とする。

なお、受入人員の考え方については、この要項の39ページを参照すること。

3 全国からの生徒募集導入校へ出願できる者

原則として、県内に居住する身元引受人及び県内の居住先を確保できる者とする。

なお、身元引受人は、原則として導入校所在市町村（以下「市町村」という。）が紹介する者（下宿の管理人等）又は志願者の親族等（祖父母、おじ、おば等）とする。身元引受人及び居住先の確保を市町村に依頼する場合は、あらかじめ市町村に連絡すること。

学 校 名	市町村名	連 絡 先
青森県立鰺ヶ沢高等学校	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 電話 0173-82-0976
青森県立柏木農業高等学校	平 川 市	平川市役所 政策推進課 電話 0172-55-5737
青森県立大間高等学校	大 間 町	大間町教育委員会 教育課 電話 0175-37-2103
青森県立三戸高等学校	三 戸 町	三戸町教育委員会 教育委員会事務局 電話 0179-20-1157
青森県立名久井農業高等学校	南 部 町	南部町教育委員会 学務課 電話 0178-38-5968

4 出願承認申請

志願者は、次のものを添えて、中学校の校長を通じ令和 9 年 1 月 6 日(水)までに、青森県教育委員会に願出する。

- (1) 青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書（様式第 8 号）
- (2) 青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書について（副申）（様式第 9 号）
- (3) 身元引受人依頼・承諾書（様式第 10 号）
- (4) 出願承認書等送付用封筒（原則として簡易書留。角形 2 号。郵便番号記入、宛名明記、530円分の切手貼付。必要に応じ、速達料金300円分の切手を追加。）

なお、全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願については、この要項 33ページの「令和 9 年度青森県立高等学校全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」要項」を参照すること。

5 そ の 他

事前に出願先県立高等学校の見学等を行い、入学後の生活について保護者とよく確認すること。

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書

下記のとおり青森県立高等学校（全国からの生徒募集導入校）に出願したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

本人	現住所			
	在学（出身） 学校	立	中学校	学年
	上記の学校の 卒業等の年月日	平成・令和 年 月 日 卒業見込・卒業		
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢	満 歳
保護者	現住所	電話（ ） —		
	本人との続柄			
出願希望校		県立 高等学校 科		
身元引受人	氏名			
	現住所			
	本人との関係			
本人の転居先住所				
出願理由				

- （注意） 1 本人及び保護者氏名はペン書き（黒又は青）とし、原則として自署とする。（消せるペンは使用しないこと。）
- 2 「卒業見込・卒業」については、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 市町村が紹介する身元引受人が、提出時まで未定（もしくは依頼中）の場合は、その旨を青森県教育庁学校教育課（017-734-9883）まで連絡すること。

— 31 —

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

本人氏名

保護者氏名

身元引受人依頼・承諾書

上記の志願者が青森県立高等学校を志願するに当たり、下記の者に身元引受人を依頼します。

記

- 1 身元引受人^{ふりがな}氏名 _____
- 2 本人との関係 ☐祖父母 ☐おじ又はおば ☐その他（ _____ ）
※該当するものにチェックを入れること。
※その他の場合は、括弧に記載すること。

上記の志願者が青森県立高等学校を志願するに当たり、責任を持って身元引受人になることを承諾します。なお、志願者が青森県立高等学校へ進学した場合は、引き続き身元引受人になることをあわせて承諾します。

令和 年 月 日

3 身元引受人住所 〒 _____

電話番号（ _____ ） _____

4 身元引受人氏名 _____

導入校所在市町村が紹介する身元引受人による場合は、以下に市町村名及び担当者職・氏名を記入すること。

5 市町村名及び担当者 市町村名 _____

担当者 職・氏名 _____

- （注意） 1 「本人及び保護者氏名」、「4 身元引受人氏名」についてはペン書き（黒又は青）とし、原則としてそれぞれ自署とする。（消せるペンは使用しないこと。）
2 市町村が紹介する身元引受人が、提出時まで未定（もしくは依頼中）の場合は、その旨を青森県教育庁学校教育課（017-734-9883）まで連絡すること。

令和 9 年度 青 森 県 立 高 等 学 校 全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」要項

令和 9 年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」（以下「あおもり留学特別選抜」という。）は、この要項によって実施する。

1 実 施 校

「あおもり留学特別選抜」は、この要項28ページの1 導入校において実施する。

2 募 集 人 員

「あおもり留学特別選抜」の募集人員は、若干名とする。

3 出 願 資 格

「あおもり留学特別選抜」に出願することができる者は、「令和 9 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項」（以下「入学者選抜要項」という。）2 ページの2 出願資格に掲げる者で、次の条件を満たす者とする。

県外に居住する者のうち、原則として県内に居住する身元引受人及び県内の居住先を確保でき、合格した場合に入学を確約できる者。

ただし、岩手県及び秋田県との間で締結している県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定に該当する場合を除く。

4 出 願 の 制 限

入学者選抜要項 2 ページの3 出願の制限による。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願方法

出願は、青森県立学校WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）における手続及び書類の提出による。

(2) 志願者による出願情報等の登録

志願者は、青森県教育委員会が出願承認書を交付した日から令和 9 年 1 月 27 日（水）16 時までに、次のア～カに示す出願に必要な手続を行うとともに、在学（出身）中学校長による承認を得る。

ア マイページ案内の受領

志願者は、在学（出身）中学校から、WEB出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」によりWEB出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報等、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、WEB出願システムに、出願する選抜の種類、出願先の学校及び志望する学科等、並びに志願理由書（留様式第2号）、出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ 入学者選拔手数料の納付

「あおもり留学特別選抜」手数料として2,200円を、WEB出願システムにより選択した納付方法（クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれか）により納付する。

オ 出願情報等の提出

志願者は、WEB出願システムにより、在学（出身）中学校に出願情報等を提出する。

カ 自己申告書の提出

中学校において、いずれかの学年の欠席日数がおおむね30日以上ある者は、本人の希望により、入学者選抜要項3ページの**4 出願の手続**(2)カの方法により「自己申告書（入学者選抜要項の様式第3号に同じ。）」を提出することができる。

(3) 中学校長による登録及び承認等

各中学校の校長は、青森県教育委員会が出願承認書を交付した日から令和9年1月27日（水）16時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）、全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願について（留様式第1号）等の登録及び承認等の手続を行う。

ア 調査書の登録

各中学校の校長は、志願者の調査書をWEB出願システムに登録する。

イ 全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願について（留様式第1号）の登録

各中学校の校長は、全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願について（留様式第1号）のPDFファイルを、WEB出願システムに登録する。

ウ 出願情報等の確認及び承認

各中学校の校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、**6 出願の受付及び受検票等の交付**に定める受付期間内に、WEB出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願先県立高等学校への出願となる。

(4) その他

ア 面接等の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要がある者については、入学者選抜要項13ページの**2 特別な配慮が必要な場合の手続**により手続をすること。

イ 入学者選抜要項 2 ページの 2 **出願資格** (3) に該当する者の出願は、出願の手続 (1) 及び (2) に準ずる。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、WEB 出願システムに登録する。(JPG、PDF のみ添付可)

- (7) 志願理由書 (留様式第 2 号)
- (4) 入学出願資格に関する証明書
- (5) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
- (6) 健康診断書 (令和 8 年 4 月 1 日以降に検査を受けたもの。)

ウ いったん出願した者は、出願先県立高等学校を変更することはできない。

6 出願の受付及び受検票等の交付

- (1) 出願の受付期間は、

令和 9 年 1 月 21 日 (木) 9 時から

同 年 1 月 27 日 (水) 16 時まで

- (2) 出願先県立高等学校の校長は、令和 9 年 1 月 28 日 (木) 12 時までに、WEB 出願システムにより、受検票及び受検上の注意事項を、各中学校の校長に交付する。

各中学校の校長は、交付された受検票を WEB 出願システムから印刷し、出願者に交付する。

7 調査書の作成

入学者選抜要項 6 ページの 8 **調査書の作成** による。

8 面接等

- (1) **面接等実施日**

令和 9 年 2 月 1 日 (月)

- (2) **実施内容**

面接及び作文は、出願者全員について実施する。

- (3) **実施場所**

ア 面接等は、出願先県立高等学校において実施する。

イ 面接等実施会場における責任者は、当該県立高等学校の校長とする。

- (4) **欠席の報告**

各県立高等学校の校長は、入学者選抜の面接等を欠席した者の人数を、令和 9 年 2 月 1 日 (月) 面接及び作文終了後、速やかに、WEB 出願システムにより学校教育課に報告すること。

9 入学者の選抜

入学者選抜要項 7 ページの12 **入学者の選抜**による。

ただし、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接等の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

10 選抜結果の通知

「あおもり留学特別選抜」の選抜結果を通知する日時及び方法は、次のとおりとする。

(1) **通知日**

令和 9 年 2 月 4 日(木) 9 時

(2) **方法**

各県立高等学校の校長は、WEB 出願システムにより、出願者及び各中学校の校長に選抜結果を通知する。

(3) **その他**

各県立高等学校の校長は、令和 9 年 2 月 4 日(木)にWEB 出願システムにより、選抜結果（人数）を学校教育課に報告すること。

令和 年 月 日

青森県立 高等学校長 殿

立 中学校

校長

全国からの生徒募集「あおもり留学特別選抜」への出願について

下記の者は貴校の「あおもり留学特別選抜」へ出願します。
なお、合格した場合は、貴校への入学を確約することを確認しております。

記

氏 名	出願学科	備 考

（注意）

- 1 当該高等学校の「あおもり留学特別選抜」に出願する者について記入する。
- 2 「出願学科」の欄は、第1志望の学科を記入する。
- 3 「備考」の欄は、「自己申告書」、「身体等の状況の記録」及び「日本語支援の配慮等に関する記録」を提出する場合に、その旨を記入する。

志願理由書（全国からの生徒募集「あおり留学特別選抜」）

青森県立_____高等学校長 殿

中学校名_____

ふりがな

出願者氏名_____

私は、貴校の全日制の課程の_____科へ、次の理由により特別選抜による入学を希望します。

1 入学を志望する理由や抱負について

（出願した学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。）

2 中学校在学中における学校内外の諸活動について

（中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、その他の活動等について、特にアピールしたいことを具体的に記入してください。）

記入上の注意

- 1 出願者が記入、作成すること。なお、「出願者氏名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは11ポイントを基本とする。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

令和9年度青森県立高等学校入学者選抜における 県外志願者の受入れ（全国からの生徒募集）に関する事項について

1 県外志願者の受入れを行う学校・学科

- (1) 学校・学科名 青森県立鰺ヶ沢高等学校 普通科
郵便番号・住所 〒038-2761 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜72
電話番号 0173-72-2106
ホームページ <https://www.ajigasawa-h.asn.ed.jp/>

- (2) 学校・学科名 青森県立柏木農業高等学校 生物生産科、環境工学科、食品科学科
郵便番号・住所 〒036-0112 青森県平川市荒田上駒田130
電話番号 0172-44-3015
ホームページ <https://www.kashiwagi-ah.asn.ed.jp/>

- (3) 学校・学科名 青森県立大間高等学校 普通科
郵便番号・住所 〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平20の43
電話番号 0175-37-2109
ホームページ <https://www.ohma-h.asn.ed.jp/>

- (4) 学校・学科名 青森県立三戸高等学校 普通科
郵便番号・住所 〒039-0141 青森県三戸郡三戸町大字川守田字白坂ノ上3の1
電話番号 0179-22-2148
ホームページ <https://www.sannohe-h.asn.ed.jp/>

- (5) 学校・学科名 青森県立名久井農業高等学校 生物生産科、環境システム科
郵便番号・住所 〒039-0502 青森県三戸郡南部町大字下名久井字下諏訪平1
電話番号 0178-76-2215
ホームページ <https://www.nakui-ah.asn.ed.jp/>


2 受 入 人 員

- (1) 県内及び県外志願者数の合計が1に示した高等学校（以下「導入校」という。）の募集人員を超えない場合、県外志願者の受入人員の割合については特に定めない。
- (2) 県内及び県外志願者数の合計が導入校の募集人員を超える場合、以下のア、イにより県外志願者の受入人員の割合を定める。
ア 県内志願者の割合が募集人員の90%以上の場合、県外志願者の受入人員の割合を募集人員の10%以内とする。
イ 県内志願者の割合が募集人員の90%未満の場合、県外志願者の受入人員の割合を募集人員の10%を超えたものとすることができる。

3 そ の 他

- (1) 導入校の各学科の令和9年度入学者選抜における募集人員は、別に定めます。
- (2) 出願手続等については、「令和9年度青森県立高等学校入学者選抜要項」に掲載します。

令和 9 年度青森県立高等学校 (通信制の課程) 入学者選抜要項

令和 9 年度における青森県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の通信制の課程に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

1 設 置 校

通信制の課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

学 校 名	所 在 地
青 森 県 立 北 斗 高 等 学 校	〒030-0813 青森市松原二丁目 1 の24 電話 017-734-4464
青森県立八戸中央高等学校	〒031-0803 八戸市諏訪一丁目 2 の17 電話 0178-22-2039
青森県立尾上総合高等学校	〒036-0211 平川市高木松元 7 の 6 電話 0172-57-5528

2 募 集 人 員

県立高等学校の通信制の課程の募集人員は、別に定める。

3 出 願 資 格

県立高等学校の通信制の課程に出願することができる者は、青森県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

4 出 願 の 制 限

出願できる県立高等学校の通信制の課程は、1 人、1 校に限るものとする。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願方法

出願は、青森県立学校WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）における手続及び書類の提出による。

(2) 志願者による出願情報等の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和 9 年 3 月 24 日（水）16 時までに、次に示す出願に必要な手続を行うとともに、在学（出身）中学校長による承認を得る。

ア 「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学（出身）中学校から、WEB出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」によりWEB出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報等、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、WEB出願システムに、出願先の学校等並びに出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ 出願情報等の提出

志願者は、WEB出願システムにより、在学（出身）中学校に出願情報等を提出する。

(3) 中学校長による登録及び承認等

各中学校の校長は、令和8年12月1日(火)から令和9年3月24日(水)16時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続を行う。

ア 調査書の登録

各中学校の校長は、志願者の調査書をWEB出願システムに登録する。

イ 出願情報等の確認及び承認

各中学校の校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、6 出願の受付に定める受付期間内に、WEB出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願先県立高等学校への出願となる。

(4) その他

3 出願資格(3)に該当する者の出願は、5 出願の手続(1)及び(2)に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、できるだけ早い時期に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、WEB出願システムに登録する。（JPG、PDFのみ添付可）

(7) 入学出願資格に関する証明書

(4) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書

(9) 健康診断書（令和8年4月1日以降に検査を受けたもの。）

6 出 願 の 受 付

出願の受付期間は、令和9年3月8日(月) 9時から同年3月25日(木) 16時までとする。

7 選 抜 の 方 法

(1) 県立高等学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。

(2) 入学者の選抜は、WEB出願システムにより提出された調査書その他の書類を資料として行うものとする。

(3) 県立高等学校の校長は、面接や作文を必要と認めたときは、これを実施することができる。この場合は、その結果を選抜のための資料に加える。

8 選抜結果の通知

令和 9 年 4 月 9 日(金)までに、WEB 出願システムにより、出願者及び在学（出身）中学校の校長に選抜結果を通知する。また、県立高等学校の校長は、WEB 出願システムにより、令和 9 年 4 月 14 日(水)までに青森県教育庁学校教育課長に合格者数を報告すること。

9 そ の 他

- (1) この要項に定めるもののほか、調査書の作成については、「令和 9 年度青森県立高等学校（全日制の課程及び定時制の課程）入学者選抜要項」によるものとする。
- (2) 後期入学に係る選抜については、別に定める。

令和 9 年度

青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第 2 志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。
- 4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

令和 9 年度青森県立特別支援学校 高等部 入 学 者 選 抜 要 項

令和 9 年度における青森県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）の高等部の第 1 学年に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

なお、本要項は、県立特別支援学校の高等部の入学者選抜に関する共通事項を示したものであるため、詳細は、各県立特別支援学校が定める募集要項によって実施する。

1 募 集 人 員

県立特別支援学校の高等部の各学科の入学者募集人員は、別に定める。

2 出 願 資 格

県立特別支援学校の高等部に出席することができる者は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校の中学部、中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

3 出 願 の 制 限

- (1) 出席できる県立特別支援学校は、1 人、1 校 1 学科に限る。
- (2) 県立特別支援学校に出席した場合は、県立高等学校に出席できない。
- (3) 県立盲学校に出席する場合は、普通科と保健医療科の間で第 2 志望を認める。
- (4) (1)にかかわらず、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出席し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科（以下「知的普通科」という。）に出席することができる。

4 出 願 の 手 続

(1) 出席方法

出席は、青森県立学校WEB出席システム（以下「WEB出席システム」という。）における手続及び書類の提出による。

(2) 志願者による出願情報等の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和 9 年 1 月 13 日(水) 12 時までに、次に示す出願に必要な手続を行うとともに、在学(出身)中学校長による承認を得る。

ア 「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学(出身)中学校長から、WEB 出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ 志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」から WEB 出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報等、必要事項を登録する。

ウ 出願情報の登録

志願者は、WEB 出願システムに、出願先の学校及び志望する学科等並びに出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ 出願情報等の提出

志願者は、WEB 出願システムにより、在学(出身)中学校長に出願情報等を提出する。

(3) 在学(出身)中学校長による登録及び承認等

在学(出身)中学校長は、令和 8 年 12 月 1 日(火)から令和 9 年 1 月 13 日(水) 16 時までに、次に示す調査書情報(以下「調査書」という。)等の登録及び承認等の手続を行う。

ア 調査書の登録

在学(出身)中学校長は、志願者の調査書を WEB 出願システムに登録する。

イ 出願情報等の確認及び承認

在学(出身)中学校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、**5 出願の受付及び受検票等の交付**に定める受付期間内に、WEB 出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願先県立特別支援学校への出願となる。

ウ 県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願する者のうち、合格しなかった場合に、知的普通科への出願を希望する者については、WEB 出願システムにより事前に登録した知的普通科への出願情報を改めて承認及び報告処理を行う。

(4) その他

2 出願資格(3)に該当する者の出願は、**4 出願の手続**(1)及び(2)に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、**5 出願の受付及び受検票等の交付**に定める出願の受付期間の開始 2 週間前までを目途に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、WEB 出願システムに書類の画像データ又は PDF ファイルを登録する。

ア 入学出願資格に関する証明書

- イ 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
- ウ 健康診断書（令和 8 年 4 月 1 日以降に検査を受けたもの。）

5 出願の受付及び受検票等の交付

- (1) 出願の受付期間は、
令和 9 年 1 月 6 日(水) 9 時から
同 年 1 月 13 日(水) 16 時まで
- (2) 各県立特別支援学校の校長は、WEB 出願システムにより、受検票及び受検に係る連絡事項を在学（出身）中学校長に交付する。
在学（出身）中学校長は、交付された受検票等を WEB 出願システムから印刷し、志願者に交付する。

6 県外に住所を有する者の出願手続

- (1) 県外に住所を有する者が県立特別支援学校の高等部に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第 2 号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 県立特別支援学校の校長は、(1)による承認の得られない者の出願を受理することはできない。

7 面接及び諸検査

(1) 実施日

- (ア) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科
令和 9 年 1 月 28 日(木)
- (イ) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科の追検査
令和 9 年 2 月 3 日(水)
- (ウ) 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療科
令和 9 年 2 月 24 日(水)

(2) 欠席の報告

各県立特別支援学校の校長は、入学者選抜の面接及び諸検査を欠席した者の人数を、面接及び諸検査終了後、速やかに、WEB 出願システムにより学校教育課に報告すること。

8 選 抜 の 方 法

- (1) 各県立特別支援学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。
- (2) 入学者の選抜に当たっては、調査書、面接及び必要に応じて実施する諸検査の結果に基づき公正かつ総合的に判定する。
- (3) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接及び諸検査の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立特別支援学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

ただし、県立青森第二高等養護学校又は県立八戸高等支援学校の産業科に出願した者は、追検査を受検することができる。

追検査については、この要項の49ページ「青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査取扱要項」による。

9 選 抜 結 果 の 通 知

(1) 日 時

ア 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科

令和 9 年 2 月 8 日(月) 9 時

イ 県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療科

令和 9 年 3 月 3 日(水) 9 時

(2) 方 法

各県立特別支援学校の校長は、WEB出願システムにより、出願者及び在学（出身）中学校長に選抜結果を通知する。

(3) そ の 他

在学（出身）中学校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに当該県立特別支援学校の校長に電話で連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出すること。

10 出願及び選抜についての報告

各県立特別支援学校の校長は、WEB出願システムにより、1～4について報告すること。

報告事項	期 限		方 法
1 入学者選抜の出願者数	令和9年1月14日(木) 15時まで		WEB出願システム
2 入学者選抜の欠席者数	県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科	〈本検査〉 令和9年1月28日(木) 終了後速やかに 〈追検査〉 令和9年2月3日(水) ※追検査実施校のみ 終了後速やかに	WEB出願システム
	県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療	令和9年2月24日(水) 終了後速やかに	
3 追検査の希望者数 ※入学者選抜の欠席者がいる学校のみ	県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科	令和9年1月28日(木) 16時まで	WEB出願システム
4 入学者選抜の選抜結果	県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科	令和9年2月8日(月) 16時まで	WEB出願システム
	県立青森第二高等養護学校及び県立八戸高等支援学校の産業科を除く、県立特別支援学校の普通科及び保健医療	令和9年3月3日(水) 16時まで	WEB出願システム

青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査取扱要項

1 趣旨

病気、交通事故その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜において、令和 9 年 1 月 28 日（木）に実施する学力検査等（以下「本検査」という。）の全部又は一部を受検することができなかった者を対象に、学力検査等を改めて受検する機会を確保するために、追検査を実施する。

2 追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部をやむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

3 追検査の受検に係る手続

- (1) やむを得ない事由により本検査を欠席する者がいる場合、在学（出身）中学校又は在学（出身）特別支援学校中学部（以下「在学（出身）の学校」という。）の校長は、あらかじめ、出願先県立特別支援学校の校長に電話で欠席の連絡をすること。
- (2) (1)により電話で連絡を受けた県立特別支援学校の校長は、検査終了後速やかに本検査欠席者をWEB出願システムにより登録すること。
- (3) 本検査を欠席した者（一部欠席者を含む。）の追検査受検の希望の有無について、在学（出身）の学校の校長は、出願先県立特別支援学校の校長に、令和 9 年 1 月 28 日（木）12 時から15時までに電話で連絡すること。

なお、追検査を希望する者については、受検番号及び氏名を伝えるとともに、WEB出願システムに登録すること。

- (4) (3)により電話で連絡を受けた県立特別支援学校の校長は、令和 9 年 1 月 28 日（木）16 時までに電話及びWEB出願システムにより、追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む。）を学校教育課に報告すること。
- (5) (3)により電話で連絡を受けた県立特別支援学校の校長は、令和 9 年 2 月 1 日（月）15 時までに、追検査の受検を希望する者の在学（出身）の学校の校長にはFAX等で、追検査を希望する者にはWEB出願システムにより追検査に係る連絡事項を通知すること。

4 追検査の実施

(1) 実施日

令和 9 年 2 月 3 日（水）

(2) 検査場

出願先県立特別支援学校

(3) **学力検査**

学力検査は、次の時間及び教科により実施する。

13時15分～13時45分（30分） 国語

14時00分～14時30分（30分） 数学

(4) **面接及びその他の検査**

面接及びその他の検査は、学力検査終了後、本検査と同様に各県立特別支援学校で定められた内容で実施する。

(5) **受検票**

出願者は、追検査当日、本検査用に交付された受検票を持参すること。

(6) **追検査の欠席の報告**

追検査を実施する県立特別支援学校の校長は、追検査を欠席した者の人数を、追検査終了後速やかにWEB出願システムにより、学校教育課に報告すること。

5 選抜の方法

- (1) 追検査を実施する県立特別支援学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜を行う。
- (2) 入学者の選抜に当たっては、本検査及び追検査で受検した学力検査等の結果及び在学（出身）の学校からの調査書に基づき公正かつ総合的に判定する。
- (3) やむを得ない事由によって、追検査を受けることができなかった者については、県立特別支援学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

6 選抜結果の通知

この要項47ページの 9 選抜結果の通知による。

7 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

調 査 書

										受 検 番 号														
ふりがな					性別		平成 年 月 日 入 学 令和 年 月 日 転入学 編入学				学校名		() 学級											
氏 名		平成 年 月 日生					転入学・編入学の記録																	
平成 令和		年 月 日 卒業見込 卒業			転入学・編入学の記録																			
各 教 科 の 学 習 の 記 録																								
教科		国 語		社 会		数 学		理 科		音 楽		美 術		保健体育		技術・家庭		外国語		計		総 計		
評 定	1 年																							
	2 年																							
	3 年																							
特 別 活 動 等 の 記 録										総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録														
自 立 活 動 の 記 録										総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項														
資 格 ・ 特 技																								
欠 席 の 状 況										障 がい の 状 態 及 び 健 康 等 に 関 する 特 記 す べ き 事 項														
学 年		欠 席 日 数		備 考																				
1 年																								
2 年																								
3 年																								
作 成 年 月 日				令 和 年 月 日						校 長														
作 成 者 氏 名										氏 名														

調査書作成上の注意

1 作成上の一般的注意

- (1) 調査書（特様式1号）は、WEB出願システムにより作成する。
- (2) 調査書は、令和8年12月末現在で作成する。
- (3) 数字は、算用数字を用いる。
- (4) 記入する必要のない欄又は記入事項がない欄は、斜線を引く。

2 各欄記入上の注意

- (1) 「氏名」の欄には、次のように記入する。
 - ア 戸籍上の氏名を記入する。
 - イ ふりがなは、氏名がひらがなの場合も記入する。
 - ウ 外国人の場合、日本名による通称がある場合は、外国人の氏名とともに、その下に（ ）を付して通称を記入する。
- (2) 「入学・転入学・編入学」については、生徒が第1学年に入学した年月日又は転入学・編入学した年月日を記入するとともに、入学・転入学・編入学及び元号について該当するものを記入する。
- (3) 「学校名」の欄には、学校名を記入する。なお、特別支援学級に在籍している場合は、（ ）に障がい種別（弱視・難聴・知的・肢体不自由・病弱・自閉情緒）を記入する。
- (4) 「卒業見込・卒業」については、校長が卒業を認定する予定の年月日又は認定した年月日を記入するとともに、卒業見込・卒業及び元号について該当するものを記入する。
- (5) 「転入学・編入学の記録」の欄には、以前在学していた学校名と転・編入学年を記入する。また、海外帰国生徒については、この欄に帰と朱書した上、海外在住地名、海外在住期間を〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月と記入する。
- (6) 「各教科の学習の記録」の欄には、次のように記入する。
 - ア 評定については、当該学校の評定方法により記入する。
 - イ 第1学年及び第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されたものを転記し、「計」の欄には、各学年の各教科の評定の合計を記入する。
 - ウ 第3学年の各教科の評定は、原則として令和8年12月末までの学習に基づいて記入し、「計」の欄には、各教科の評定の合計を記入する。
 - エ 「総計」の欄には、学年別評定の合計を記入する。
 - オ 各教科において、特記すべき点（学年により成績の変動が著しい場合、特定の教科の評定が他の教科の評定に比べ著しく差がある場合等）があるときは、その具体的内容及び理由を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入する。

- (7) 「特別活動等の記録」の欄には、次のように記入する。
- ア この欄には、原則として第3学年について記入するが、第1学年、第2学年において、顕著な活動等がある場合は、そのことについても記入する。
 - イ 特別活動における生徒の活動状況について主な事実を具体的に記入する。
 - ウ 特別活動のほかに、部活動その他の文化的・体育的・奉仕的活動等において、顕著な活動等がある場合、それらの活動状況についても事実を具体的に記入する。
- (8) 「資格・特技」の欄には、取得している資格及び特技について具体的に記入する。
- (9) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には、学習活動や評価の観点、生徒にどのような力が身に付いたかなどを文章で記述する。原則として第3学年について記入するが、第1学年、第2学年において、顕著な取組等がある場合は、そのことについても記入できる。
- (10) 「自立活動の記録」の欄には、学習の状況、変容等について記入する。
- (11) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、生徒の状況を総合的に把握する上で参考となる次のような事項などについて記入する。
- ア 各教科に関する所見
 - イ 進路指導に関する事項及び所見
 - ウ 行動に関する特記すべき事項及び所見
 - エ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
- ※ 「特別の教科 道徳」の評価については、入学者選抜において合否判定に活用しないこととしているので記載しない。
- (12) 「欠席の状況」の欄には、次のように記入する。
- ア 「欠席日数」の欄には、各学年の欠席日数を記入する。
 - イ 同一学年において7日以上欠席がある場合には、その理由を備考欄に記入する。
- (13) 「障がいの状態及び健康等に関する特記すべき事項」の欄には、次のように記入する。
- ア 障がいの種類、程度及び健康や身体状況等に関し、特記すべき事項や指導上参考となる諸事項がある場合は、それを記入する。
 - イ 学力検査等の受検に当たって、特に配慮する必要があるものについては、配慮してほしい事項とその理由を記入する。
- (14) 令和8年3月以前に特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者については、次の事項に留意する。
- ア 卒業後の状況、経歴等について、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。
 - イ その他は、指導要録等に記載された内容をもとに、(1)～(13)に準じて記入する。

受検番号	
------	--

青森県立特別支援学校高等部出願承認申請書

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

ふりがな	
本人氏名	
ふりがな	
保護者氏名	

青森県立 学校 科に出願したいので、承認してください。

本人	現住所	〒		
	在学（出身）学校	立 学校		
	卒業（見込）年月日	平成 ・ 令和 年 月 日 卒業（見込）		
	生 年 月 日	平成 年 月 日生		
保護者	現住所	〒		
	電話番号	() -	本人との続柄	

青森県立盲学校に入学を志望する場合（※1）	第 2 志望（※1）	青森県立盲学校 科	
産業科に入学を志望する場合（※2）	産業科に合格しなかった場合に出願を希望する青森県立特別支援学校（※2）	青森県立 学校 普通科	
青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合（※3）	青森県立青森第一高等養護学校（肢体不自由）	本校	
		分教室	
	青森県立青森第一高等養護学校（知的障がい）		

※1 青森県立盲学校に入学を志望し、第 2 志望がある場合に記入すること。また、第 2 志望がない場合は斜線を引くこと。
※2 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校産業科に入学を志望する場合は、産業科に合格しなかった場合に出願を希望する知的障がい者である生徒に対する教育を行う青森県立特別支援学校を記入すること。また、出願を希望しない場合は、斜線を引くこと。
※3 青森県立青森第一高等養護学校に入学を志望する場合は、「知的障がい」はそのまま右欄に○を記入し、「肢体不自由」の場合は希望する学びの場（本校・分教室）を選択して右欄に○を記入すること。

入学を希望する理由 （詳細を記入のこと。）	
--------------------------	--

東日本大震災等により被災した青森県以外の中学校に 在籍する生徒の青森県立高等学校出願について

生徒及び保護者は、事実上就学している中学校（以下「就学中学校」という。）に青森県立高等学校入学者選抜への出願の意志を伝えてください。なお、詳細については青森県教育庁学校教育課にお問い合わせください。具体的な手続は次のとおりです。

1 青森県内の中学校に事実上就学している場合

(1) 調査書の作成等

就学中学校は、青森県教育庁学校教育課に連絡するとともに、生徒が在籍する中学校（以下「在籍中学校」という。）に調査書の作成を依頼してください。また、就学中学校は、「東日本大震災等により被災した生徒の青森県立高等学校出願について（様式第11号）」により、当該生徒が他都道府県の公立高等学校に出願しないことを確認してください。

(2) 出願

在籍中学校を通じ、出願してください。

(3) 成績一覧表

当該都道府県の成績一覧表作成の方法によります。

2 青森県以外の中学校に在籍かつ就学している場合

この要項 4 ページの 5 他都道府県等から（へ）の出願(2)によります。

3 青森県以外の中学校に在籍し、在籍中学校と異なる中学校に事実上就学している場合

(1) 出願承認申請

生徒及び保護者は、この要項 4 ページの 5 他都道府県等から（へ）の出願(2)により、就学中学校を通じ、出願承認申請の手続を行ってください。その際、本人及び保護者が作成する「青森県立高等学校出願承認申請書（様式第 4 号）」の「在学（出身）学校」の欄には、上側に就学中学校名を記載し、下側に（ ）を付して在籍中学校名を併記してください。

(2) 調査書の作成

就学中学校は、在籍中学校に調査書の作成を依頼してください。

(3) 出願

在籍中学校を通じ、出願してください。

(4) 成績一覧表

当該都道府県の成績一覧表作成の方法によります。

令和 年 月 日

（事実上の就学を行っている中学校長） 殿

（在籍する中学校）
校長



東日本大震災等により被災した生徒の青森県立高等学校出願について

本校に在籍している下記生徒は、青森県立高等学校以外の公立高等学校に出願しないことを確認しました。

記

本人氏名

保護者氏名

(付表1)

県立学校一覧

県立高等学校 全日制の課程

No.	学 校 名	学 科
1	青森高等学校	普 通 科
2	青森東高等学校	普 通 科
3	青森北高等学校	普 通 科
		ス ポ ー ツ 科 学 科
4	青森南高等学校	普 通 科
		グ ロー バ ル 探 究 科
5	青森中央高等学校	総 合 学 科
6	青森西ヶ丘高等学校	普 通 科
7	青森工業高等学校	機 械 科
		電 気 科
		電 子 科
		情 報 技 術 科
		建 築 科
		都 市 環 境 科
8	青森商業高等学校	商 業 科
		情 報 処 理 科
9	五所川原高等学校	普 通 科
		理 数 科
10	木造高等学校	総 合 学 科
11	鰺ヶ沢高等学校	普 通 科
12	五所川原農林高等学校	生 物 生 産 科
		環 境 科 学 科
		食 品 科 学 科
13	五所川原工科高等学校	普 通 科
		機 械 科
		電 子 機 械 科
		電 気 科

No.	学 校 名	学 科
14	弘前高等学校	普 通 科
15	弘前中央高等学校	普 通 科
16	弘前南高等学校	普 通 科
17	黒石高等学校	普 通 科
		情 報 デ ザ イ ン 科
		看 護 科
18	柏木農業高等学校	生 物 生 産 科
		環 境 工 学 科
		食 品 科 学 科
19	弘前工業高等学校	機 械 科
		電 気 科
		電 子 科
		情 報 技 術 科
		土 木 科
		建 築 科
20	弘前実業高等学校	商 業 科
		情 報 処 理 科
		家 庭 科 学 科
		服 飾 デ ザ イ ン 科
		ス ポ ー ツ 科 学 科
21	三本木高等学校	普 通 科
22	三沢高等学校	普 通 科
23	野辺地高等学校	普 通 科
24	七戸高等学校	総 合 学 科

No.	学 校 名	学 科
25	百石高等学校	普 通 科
		食 物 調 理 科
26	六ヶ所高等学校	普 通 科
27	三本木農業恵拓高等学校	普 通 科
		植 物 科 学 科
		動 物 科 学 科
		環 境 工 学 科
28	十和田工業高等学校	食 品 科 学 科
		機 械 ・ エ ネ ル ギ ー 科
		電 気 科
		電 子 科
29	三沢商業高等学校	建 築 科
		商 業 科
30	田名部高等学校	情 報 処 理 科
		普 通 科
31	むつ大湊高等学校	機 械 科
		電 気 ・ エ ネ ル ギ ー 科
		総 合 学 科
32	大間高等学校	普 通 科
33	八戸高等学校	普 通 科
34	八戸東高等学校	普 通 科
		表 現 科
35	八戸北高等学校	普 通 科
36	八戸西高等学校	普 通 科
		ス ポ ー ツ 科 学 科
37	三戸高等学校	普 通 科

No.	学 校 名	学 科
38	名久井農業高等学校	生 物 生 産 科
		環 境 シ ス テ ム 科
39	八戸水産高等学校	海 洋 生 産 科
		水 産 食 品 科
		水 産 工 学 科
40	八戸工業高等学校	機 械 科
		電 気 科
		電 子 科
		土 木 科
		建 築 科
41	八戸商業高等学校	材 料 技 術 科
		商 業 科
		情 報 処 理 科

県立高等学校 定時制の課程

No.	学 校 名	学科（部）
42	北斗高等学校	普通科（午前部）
		普通科（午後部）
		普通科（夜間部）
43	五所川原高等学校	普 通 科
44	尾上総合高等学校	総合学科（Ⅰ部）
		総合学科（Ⅱ部）
		総合学科（Ⅲ部）

No.	学 校 名	学科（部）
45	三沢高等学校	普 通 科
46	田名部高等学校	普 通 科
47	八戸中央高等学校	普通科（午前部）
		普通科（午後部）
		普通科（夜間部）

県立高等学校 通信制の課程

No.	学 校 名	学 科
48	北斗高等学校	普 通 科
49	尾上総合高等学校	普 通 科
50	八戸中央高等学校	普 通 科

県立特別支援学校 高等部

No.	学 校 名	学 科
1	県立盲学校	普 通 科
		保 健 理 療 科
		理療科（専攻科）
2	青森聾学校	普 通 科
3	青森第二養護学校	普 通 科
4	青森第一高等養護学校	普 通 科
5	青森第二高等養護学校	産 業 科
6	青森若葉養護学校	普 通 科
7	浪岡養護学校	普 通 科

No.	学 校 名	学 科
8	弘前第一養護学校	普 通 科
9	弘前第二養護学校	普 通 科
10	八戸第一養護学校	普 通 科
11	八戸高等支援学校	普 通 科
		産 業 科
12	森田養護学校	普 通 科
13	黒石養護学校	普 通 科
14	七戸養護学校	普 通 科
15	むつ養護学校	普 通 科

（注）募集人員は、令和８年10月下旬に発表する予定です。

(付表2)

青森県立高等学校入学者選抜関係提出・報告事項等一覧

区分	番号	期日(曜日)	事 項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式
出 願 以 前	1	11. 4(水)	進 路 志 望 状 況 調 査 (第 1 次 調 査)			
	2	11. 5(木)	進路志望状況調査(第1次調査)結果報告	中学校長	県教育庁 教育政策課長	電子メール
	3	12. 10(木)	進 路 志 望 状 況 調 査 (第 2 次 調 査)			
	4	12. 11(金)	進路志望状況調査(第2次調査)結果報告	中学校長	県教育庁 教育政策課長	電子メール
入 学 者 選 抜	5	1. 6(水)	青森県立高等学校出願(全国からの生徒募集)承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第8号、第9号、第10号
	6	1. 8(金)	成績一覧表登録	中学校長	教育事務所長	WE B 出願システム
	7	1. 25(月)	青森県立高等学校出願承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第4号、第5号
	8	2. 12(金) 9時 ↓ 2. 17(水) 12時	出願の受付	中学校長	県立高等学校長	WE B 出願システム
	9	2. 17(水)	出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WE B 出願システム
	10	2. 12(金) ↓ 2. 19(金) 12時	受検票等の交付	県立高等学校長	中学校長	WE B 出願システム
	11	2. 25(木)	出願先変更承認願提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	選抜要項7の(1)
	12	3. 4(木)	入 学 者 選 抜 学 力 検 査 等 実 施			
	13	3. 4(木)	入学者選抜欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WE B 出願システム
	14	3. 5(金)	追検査希望者数報告	中学校長	県立高等学校長	電話及びWE B 出願システム
	15	3. 5(金)		県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	電話及びWE B 出願システム
	16	3. 10(水)	入 学 者 選 抜 追 検 査 実 施			
	17	3. 10(水)	追検査欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WE B 出願システム
	18	3. 11(木) 16時	選抜結果等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WE B 出願システム
	19	3. 12(金)	選抜結果の通知	県立高等学校長	中学校長	WE B 出願システム
	20	3. 23(火)	選抜結果報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WE B 出願システム

区分	番号	期日(曜日)	事 項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式
再募集	21	3. 15(月) 9時 3. 16(火) 12時	出願の受付	中学校長	県立高等学校長	WEB出願システム
	22	3. 16(火) 15時	再募集受検票等の交付	県立高等学校長	中学校長	WEB出願システム
	23	3. 16(火)	再募集出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	24	3. 17(水)	再 募 集 学 力 検 査 等 実 施			
	25	3. 17(水)	再募集欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	26	3. 17(水) 16時	再募集選抜結果等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	27	3. 18(木)	再募集選抜結果の通知	県立高等学校長	中学校長	WEB出願システム
	28	3. 23(火)	再募集選抜結果報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
選抜実施後	29	3. 23(火)	合格者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	30	4. 12(月)	入学者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 高等学校教育改革 推進室長	WEB出願システム
通信制関係	31	3. 8(月) 9時 3. 25(木) 16時	通信制課程出願の受付	中学校長	県立高等学校長	WEB出願システム
	32	4. 9(金)	選抜結果の通知	県立高等学校長	出願者及び 中学校長	WEB出願システム
	33	4. 14(水)	通信制課程合格者数報告締切	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム

区分	番号	期日(曜日)	事 項	提出・報告者	提出・報告先	方法・様式
あおもり留学特別選抜	34	1. 6(水)	青森県立高等学校出願（全国からの生徒募集）承認申請書提出締切	中学校長	県教育庁 学校教育課長	様式第8号、第9号、第10号
	35	1. 21(木) 9時 1. 27(水) 16時	「あおもり留学特別選抜」出願の受付	中学校長	県立高等学校長	WEB出願システム
	36	1. 27(水)	「あおもり留学特別選抜」出願者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	37	1. 28(木) 12時	「あおもり留学特別選抜」受検票等の交付	県立高等学校長	中学校長	WEB出願システム
	38	2. 1(月)	「あおもり留学特別選抜」面接等実施			
	39	2. 1(月)	「あおもり留学特別選抜」欠席者数等報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム
	40	2. 4(木)	「あおもり留学特別選抜」選抜結果通知	県立高等学校長	中学校長	WEB出願システム
	41	2. 4(木)	「あおもり留学特別選抜」合格者数報告	県立高等学校長	県教育庁 学校教育課長	WEB出願システム

令和 9 年度 青森県立特別支援学校高等部入学者選抜日程等

- 1 出願情報等登録期間 (各校共通)
- 2 出願の受付期間 (各校共通)
- 3 選抜及び合格者発表の期日等

志願者マイページ案内受領日 (12月上旬) ～ 令和 9 年 1 月13日 (水) 16:00
令和 9 年 1 月 6 日 (水) 9:00 ～ 令和 9 年 1 月13日 (水) 16:00

学 校 名	対象とする障がい種別	学 科	募集人員 ＊ 1	選抜の期日	合格者発表	所 在 地	電話番号
県立盲学校 (高等部)	視覚障がい	普通	(内重複)			030-0936 青森市大字矢田前字浅井24-2	017-726-2239
青森盲学校 (専攻科)	保健医療	理療					
青森聾学校	聴覚障がい	普通	(内重複)			038-0021 青森市大字安田字稲森125-1	017-766-1834
青森第二養護学校	知的障がい	普通	(内重複)	R9. 2. 24 (水)	R9. 3. 3 (水)	030-0951 青森市大字戸山字宮崎56	017-743-4115
青森若葉養護学校	病弱	普通	(内重複)			030-0913 青森市東造道1丁目7-1	017-736-8951
青森第一高等養護学校	肢体不自由 知的障がい	普通	(内重複)			038-0057 青森市大字西田沢字浜田368	017-788-0571
青森第二高等養護学校	知的障がい	産業		R9. 1. 28 (木) R9. 2. 3 (水) (追検査)	R9. 2. 8 (月)	030-0951 青森市大字戸山字宮崎22-2	017-742-6624
浪岡養護学校	病弱	普通	(内重複)			038-1331 青森市浪岡女鹿沢字平野215-6	0172-62-6000
森田養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			038-2817 つがる市森田町床舞字鶴嶋104-5	0173-26-2610
弘前第一養護学校	知的障がい	普通	(内重複)			036-1322 弘前市大字駒越字村元75-1	0172-31-7118
弘前第二養護学校	肢体不自由	普通	(内重複)			036-8385 弘前市大字中別所字向野227-6	0172-97-2511
黒石養護学校	知的障がい	普通	(内重複)	R9. 2. 24 (水)	R9. 3. 3 (水)	036-0411 黒石市大字温湯字蜚堤沢5-3	0172-54-8260
七戸養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			039-2597 七戸町字蛇坂57-31	0176-62-2331
むつ養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通	(内重複)			035-0011 むつ市大字奥内字栖立場1-110	0175-26-2210
八戸第一養護学校	肢体不自由	普通	(内重複)			031-0833 八戸市大字大久保字行人塚10-1	0178-31-5008
八戸高等支援学校	知的障がい	普通	(内重複)	R9. 2. 24 (水) R9. 1. 28 (木) R9. 2. 3 (水) (追検査)	R9. 3. 3 (水) R9. 2. 8 (月)	031-0841 八戸市大字鯨町字小舟渡平9-291	0178-32-2854
		産業					

＊ 1 募集人員は別に定める。

各 教 育 事 務 所 住 所 等 一 覧	
東青教育事務所	〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター 2 階 [電話 017-764-0784]
西北教育事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10 [電話 0173-34-2111 内線 296]
中南教育事務所	〒036-8345 弘前市蔵主町4 [電話 0172-32-1137]
上北教育事務所	〒039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1 [電話 0176-62-2128]
下北教育事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 [電話 0175-22-8581 内線 292]
三八教育事務所	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 [電話 0178-27-4521 内線 272]

出願等に関する問合せ先

青森県教育庁学校教育課

(高等学校入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9883

(外国につながるこどもの入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9883

(特別支援学校高等部入学者選抜に関すること)

電話 017-734-9882

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

